

府中基地跡地留保地利用計画素案



平成29年2月

府 中 市

目 次

はじめに	1
1 基本方針と本素案の関連	2
2 導入機能検討に係る調査	3
3 立地条件の確認・検証	10
4 導入機能検討の条件整理	17
5 想定し得る機能とゾーニングイメージ	18
6 利用計画の策定に向けた今後のスケジュール	21
7 参考資料	22

はじめに

府中基地跡地留保地（以下「本留保地」といいます。）については、平成15年に、国の財政制度等審議会答申において、「原則利用、計画的有効活用」の方針が示されたことを受け、本市においては、国等の関係機関との協議の上、平成20年に、本留保地における国立医薬品食品衛生研究所の移転及び国家公務員宿舎の建設を想定した利用計画を策定し、国（財務省）へ提出しました。

しかしながら、平成23年から平成24年にかけて、国立医薬品食品衛生研究所の移転及び国家公務員宿舎の建設が中止となったため、現在、改めて利用計画を策定する必要が生じています。

なお、本留保地を含む大口返還財産（留保地）については、地元地方公共団体が主体となり、地域のニーズを十分に踏まえた上で、国へ提出する利用計画を策定し、当該計画に基づいて有効な活用を図ることとされています。

このようなことから、本市では、平成28年2月に、府中基地跡地留保地活用基本方針（以下「基本方針」といいます。）を策定し、地元自治体である本市が、約15.5ヘクタールという市内に残された貴重な土地を、将来にわたって有効に活用するための利用計画の策定に向け、その前段として所要の条件の整理や現状と課題の分析を行った上で、本留保地の活用に向けた基本的な考え方を示しました。

この度策定した府中基地跡地留保地利用計画素案（以下「本素案」といいます。）は、基本方針の趣旨を踏襲し、利用計画の策定に向け、市民の要望、意見などを伺いながら、市としての利用計画を策定するために必要な基礎的な資料として作成したものです。

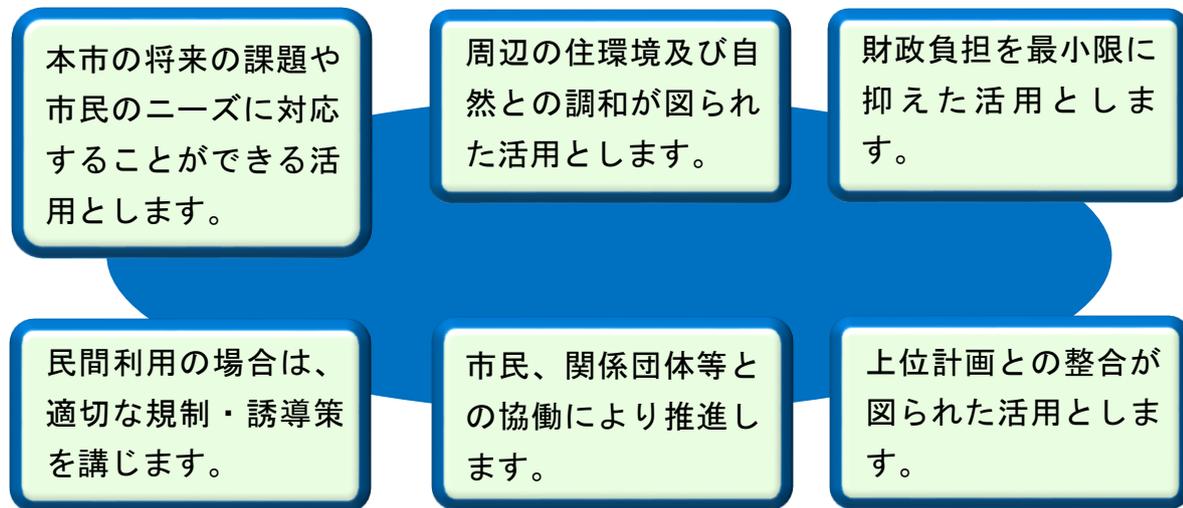
今後は、本素案を市民と広く共有しながら、現在及び未来の市民にとって最適な利用計画の策定を進めていきます。

1 基本方針と本素案の関連

基本方針においては、本留保地の現状と課題を整理し、これを踏まえ、市民や市にとって最適な利用計画の策定を進めるため、本留保地活用の基本理念を次のとおり設定しています。

将来を見据え、市民にとって最適な留保地の活用を目指します

また、基本理念に基づき、より具体的な考え方として、今後、利用計画を策定するに当たり根幹となる6つの基本原則を次のとおり設定しています。



本素案は、冒頭に記載したとおり、利用計画の策定に向け、市民の要望、意見などを伺っていくために必要な基礎的な資料として作成するものです。

そこで、本素案においては、上記の基本理念及び基本原則の考え方を基本とし、その考え方に適した本留保地に導入する機能を導き出すために必要と思われる複数の調査を行いました。

これらの調査結果については、次項のとおりとなります。

2 導入機能検討に係る調査

基本方針では、本留保地の想定し得る活用方法として、大別して、「公共活用」、「民間活用」及び「公共と民間の共存活用」の3通りについて整理を行った上で、本留保地の活用方法としては、約15.5ヘクタールという広大な面積を考慮すると、「公共と民間の共存活用」が現実的であるものとしています。

このことから、導入機能検討に係る調査として、公共と民間のそれぞれの活用方法について整理する必要があるとし、次の調査を実施しました。

- 1 行政需要調査
- 2 民間ヒアリング調査
- 3 市政世論調査

1 行政需要調査

(1) 庁内における各部署に対する調査

平成28年7月に策定した市有財産活用基本方針に基づき、行政需要を的確に把握し、公有財産のより一層の有効活用を図りつつ市政に反映させていくことを目的として、平成28年8月に、行政管理部財産活用課が各部署を対象に公有財産の利活用に係る行政需要の調査を行いました。

その回答のうち、本留保地内において活用の可能性があるとしたものは、次表のとおりです。

なお、利用用途については、あくまで庁内の担当部署において所管する個別計画や市民ニーズ等の状況から判断し、抽出を行ったものであり、その全てを本留保地に設置していくことを前提としたものではありません。

これらの施設については、利用に供する必要性を見極め、必要とした場合、どの時期に、どのような手法で導入していくかということについて、基本方針に掲げた基本原則を踏まえながら、十分に検討していく必要があります。

	利用用途	土地面積	事業主体	担当課
1	総合体育館	約 8,800 m ²	公共（民設民営）	生涯学習スポーツ課
2	総合プール	約 10,000 m ²		
3	陸上競技場	約 15,000 m ²		
4	野球場	約 19,000 m ²		
5	美術館来館者専用駐車場	約 2,000 m ²	公共	美術館
6	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の社会福祉施設	約 5,000 m ² ～6,000 m ²	民間	高齢者支援課
7	認可保育所（私立保育園）	800 m ² 以上	民間	保育支援課
8	学校（仮設を含みます。）	約 15,000 m ²	公共	総務課

※ この表の利用用途の記載順は、府中市組織規則に基づく組織順であり、優先順位を示すものではありません。

(2) 東京都に対する調査

平成28年6月20日に、東京都都市整備局に対し、利用意向について照会を行ったところ、平成28年8月23日に、東京都庁内においては、本留保地の利用意向はないとの回答がありました。

今後も、東京都とは、継続して情報交換・連携を行っていきます。

2 民間ヒアリング調査

本留保地の民間における土地利用の可能性を探るため、事業者に対し、ヒアリングを実施しました。

(1) ヒアリング対象

独立行政法人都市再生機構、三井不動産レジデンシャル株式会社、三菱地所レジデンス株式会社、株式会社熊谷組、スターツアセットマネジメント株式会社及び大和ハウス工業株式会社

(2) 内容等

ア 実施時期

平成28年8月から同年10月まで

イ 確認項目

- (ア) ヒアリング対象企業の特性及び業界動向
- (イ) 立地選定の重視ポイント
- (ロ) 立地の魅力と課題
- (ハ) 本留保地の立地の魅力と課題
- (ニ) 想定される事業展開及び土地利用イメージ
- (ホ) 交通アクセスへの要望
- (ヘ) 土地処分、事業形態、契約期間等の要望
- (ヘ) 都市基盤整備の負担原則や地域地区変更などの要望
- (コ) 類似する立地での事業実績や事例について
- (ク) その他

ウ ヒアリング結果

項目	概要
本留保地の立地等の魅力と課題、土地利用に当たって重視するポイント	<p>【本留保地の魅力】</p> <ul style="list-style-type: none">・周辺に文化施設や公園が立地しており、戸建住宅に住むことを望む人にとっては暮らしやすい地区である。・ターミナル駅である府中駅の近くであること、駅周辺のエリアマネジメントに取り組む体制があること、自然・美術館等文化施設が立地していること、閑静な住環境であることなどが挙げられる。 <p>【本留保地の課題】</p> <ul style="list-style-type: none">・駅から距離があること及び小金井街道、美術館通り等の道路網が弱いことが挙げられる。

	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染や地歴は、戸建住宅の場合は課題となる。 ・道路基盤が弱点である。区域内に道路を引き込む必要がある。 ・通信施設は、住宅販売のマイナス要因となる。通信施設が維持される場合は、住宅以外の用途を通信施設周囲に配置する必要がある。 <p>【土地利用に当たってのポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅から距離がある戸建住宅は販売が困難であるため、商業用途との複合化により相乗効果を狙う必要がある。 ・公園や東京農工大学などがあるので、「みどり」をキーワードに検討の可能性はある。 ・現時点では、近隣に大型商業施設がないため、商業施設の誘致により経済効果を生み出す潜在的な可能性があるが、多磨駅に大型商業施設が出店すると状況が変わる。
<p>本留保地において想定される土地利用イメージ及び事業展開</p>	<p>【戸建住宅をベースとした複合的事業展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単純な戸建住宅だけでは魅力に欠ける。複合用途の土地利用により、付加価値・相乗効果を生み出すことがポイントとなってくる。CCR C（高齢者が健康なうちに移住し、終身まで必要な医療・介護のケアを受けて住み続けることができる施設）の設置等で話題を集める工夫が必要である。 ・CCR Cは、利益を生まないため、高く販売できないことが欠点として挙げられる。 ・本留保地全てを単一機能で利用するのは難しいが、戸建住宅の需要は見込める。一部にゆとりある低層集合住宅も可能かと思う。公共施設や学校、居住者と周辺住民向けの買物施設等を組み込んで付加価値を生み出した、戸建住宅を中心とした土地利用をイメージする。 <p>【その他の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校やインターナショナルスクールを誘致し、地区の経済効果を生み出す可能性を向上させる例はある。 ・ショッピングセンターが基本と考える。ショッピングセンターの場合、医療モール、スーパー（2,000㎡程度）、住宅の組合せも考えられる。医療モールを作る場合、近傍の老朽化した病院等の移転促進も検討する。 ・立地環境を考えると商業施設の可能性もないとは言えない。しかし、周辺の道路基盤状況、府中駅周辺の中心市街地と多磨駅東口にできる大型商業施設の中間地点であることを考えると、商業機能の誘致は厳しいと思われる。 ・本留保地周辺は人口層も厚いので、マーケットとしての余地はまだある。多磨駅と府中駅周辺の中心市街地の中間に位置するものの、消費者は、いくつかの商業施設を買い回る傾向があるので、商業施設の可

	<p>能性がないとは言い切れない。ただし、当該地区は、現状の道路基盤が悪いため、今のままでは上記の規模のモールの交通量はさばけない。現状の基盤のままであれば商圈を絞る必要がある。商業施設を誘致するのであれば、2面にわたって道路に接道する南西の角地が好ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共が整備する公園内に民間企業が施設を建設し、公園のランニングステーションとして利用するとともに、公園の維持管理を行う例があり、検討に値する。 ・国や東京都等の広域的な施設を含め、周辺の公共施設を本留保地に集約し、空いた土地を宅地化することを検討する余地はある。 ・野球場やサッカー場などの球技施設で、民間が運営できるのはプロ野球に限られ、Jリーグもサッカー場を所有している例はない。ラグビーもプロ化してはいるが、用地を買うほどの経済力はない。施設の所有権は行政が持ち、運営権を地元の民間企業等に売却するコンセッション方式が考えられる。 ・3,000～5,000人収容規模のアリーナの需要があるものの、駅からのアクセスを考えると現実的ではない。 ・スポーツ施設については、PPP（公民連携）等での検討はあり得ると思われる。民間事業で運営する場合、なぜスポーツ施設なのかを説明していく必要がある。 ・地方や都内郊外部の大学、高校等の移転ニーズはあるかもしれない。学校の立地としては魅力があるのではないか。大学であれば全学部ではなく、学部単位の移転が考えられる。 ・教育関係では、用地を探している学校がある。タイミングが合えば可能性はあるが、駅からの距離があるため、送迎バスが必要かもしれない。 ・集客力がある三鷹市の井の頭公園内のジブリの森美術館のような核となる施設が誘致できると良いが、単独のコンテンツだけだと集客力が持続しない。 ・家電メーカー等が開発地内でエネルギーの地産地消ができるスマートシティを計画している事例がある。市内に東芝やNEC等があるので、そのような取組ができるとインパクトがある。 ・土地区画整理事業を行う場合、周辺の民地も巻き込んで基盤整備を行うことが一般的であり、基地跡地部分だけで事業を行うことは難しいと思われる。
<p>土地利用にあたっての交通アクセスへの意見・要望</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の道路幅員が狭く、基盤整備が弱いのが課題である。 ・小金井街道・美術館通りの道路幅員拡幅及びバス路線本数増便を検討する必要がある。 ・府中駅からのバスが主たる交通手段だが、JR中央線の踏切が解消さ

	<p>れたことで南北交通が改善されてきており、更にバスの需要が高まるイメージがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス道路が狭いため、周辺道路に交通負荷がかかる土地利用はできない。
土地処分、事業形態、契約形態や事業スケジュール等の意見・要望	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設についても、定期借地での事業展開は可能である。 ・ディベロッパーなどの関わるタイミング、事業提案の方法等の利用方法についてコントロールできる可能性や、用地売却の手法等により、事業参入の判断が変わってくる。 ・戸建・高齢者住宅等を含む住宅事業は、所有権が必須で定期借地等では事業が困難である。 ・費用負担について、都市基盤整備は行政が負担し、エリアマネジメント等付加価値は相互が負担することを原則とすることと、用途地域変更を通して商業床1万平方メートル以上を確保することを要望する。 ・事業者が土壌汚染のある土地を買収することは基本的にない。市が国から払下げを受け、基盤整備等の必要な処理行って販売できると良いと思われる。 ・近年、約15ヘクタールもの土地を1社で買うことはあまりない。事業コンペ等に協力して不動産ディベロッパーが取得した土地で施工関係やテナントリーシング等のコーディネート業務を担うことが中心となる。 ・基本方針を見る限り、スケジュール的に相当長いですが、経済情勢は3年から5年の短期間で変化するので、オリンピック開催後の経済情勢がどうなるのかは見通せない。

上記のヒアリング結果をまとめると、次のとおりとなります。

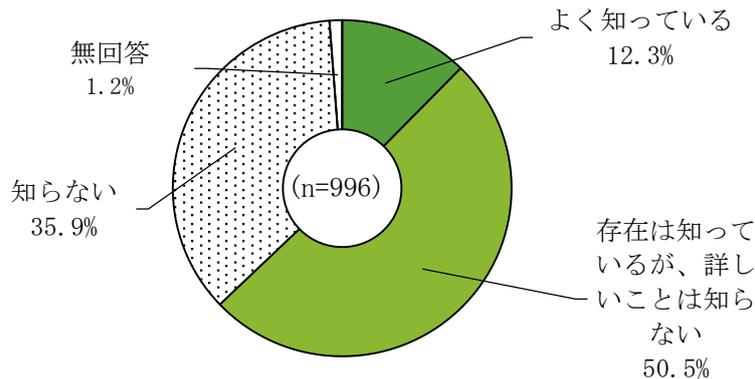
- ・本市自体がそもそも魅力的な立地ではあるものの、本留保地の土地利用に当たっては、駅からの距離や道路網の状況が弱みとなる。
- ・戸建住宅を基本に考えるとする意見が多いが、約15.5ヘクタールという広大な面積を考慮すると、住宅の付加価値を高めるような公共施設、医療福祉施設、商業施設、学校、公園などを組み合わせた複合的な土地利用を考える必要がある。
- ・本留保地の立地が、府中駅周辺の中心市街地と多磨駅の大規模商業施設の間地点であることを考えると、商業施設の誘致は難しい（一方で、本留保地周辺は、人口層も厚いので、マーケットとしての余地はまだあるといった意見もある。）。
- ・土壌改良や土地基盤の整備などの実施主体や、整備範囲、土地処分の方法などが、事業者が参入するかどうかの判断材料となる。

3 市政世論調査

第48回府中市市政世論調査において、本留保地についてアンケートを行いました。調査結果については、次のとおりです。

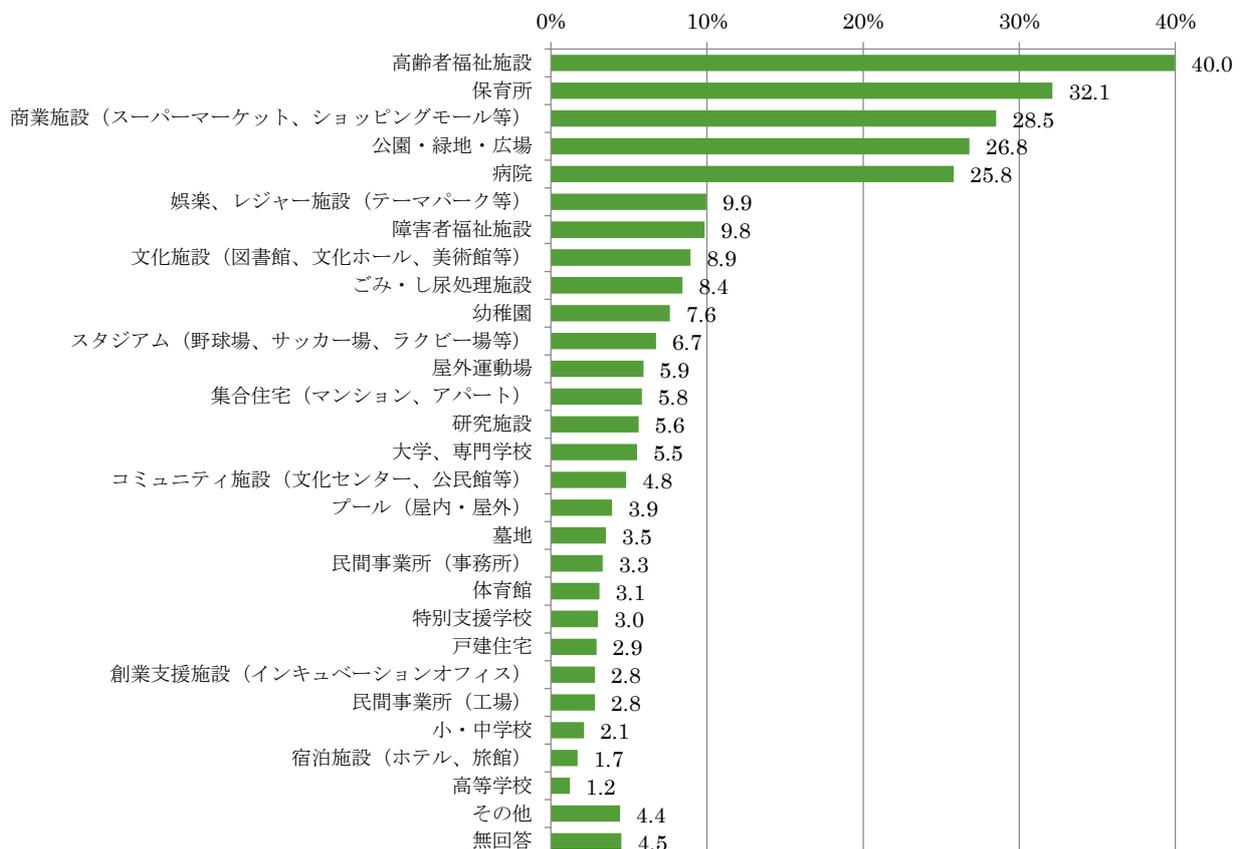
●設問1 府中基地跡地留保地の存在を知っているか

「よく知っている」(12.3パーセント)と「存在は知っているが、詳しいことは知らない」(50.5パーセント)を合わせると、6割以上(62.8パーセント)が存在を知っており、「知らない」は(35.9パーセント)となっています。



●設問2 最適な活用方法として望ましいもの

「高齢者福祉施設」(40.0パーセント)が最も高い。次いで「保育所」(32.1パーセント)、「商業施設(スーパーマーケット、ショッピングモール等)」(28.5パーセント)、「公園・緑地・広場」(26.8パーセント)、「病院」(25.8パーセント)と、上位5項目が25パーセントを超えています。



《調査の方法》

- ・調査の地域 : 府中市全域
- ・調査対象者 : 府中市在住の満20歳以上の男女
- ・標本数 : 1,500人
- ・抽出方法 : 地点を用いた二段抽出法
- ※ 住民基本台帳の登録人口を11の地区に分け、その構成比により無作為に抽出する方法
- ・調査方法 : 郵送法
- ・調査期間 : 平成28年5月12日～7月10日
- ・有効回収数(率) : 996(66.4%)

出典：第48回市政世論調査（平成28年9月）

3 立地条件の確認・検証

基本方針においては、本留保地周辺の土地利用の現況、周辺道路等についての現状と課題を整理しています。

この項目では、前項に記載した各種調査等を行った結果、新たに確認する必要があると思われる項目について確認・検証を行います。

1 本留保地に係る周辺地域における位置付け

基本方針では、本留保地活用の基本原則の1つを「上位計画との整合が図られた活用とします。」としています。

したがって、利用計画の策定に当たっては、現在の本市の最上位計画である第6次府中市総合計画（計画期間は平成26年度から平成33年度まで）における都市像や基本目標に資するものとする必要があるほか、本留保地の土地利用に大きく関連する府中市都市計画に関する基本的な方針（平成22年3月策定。以下「都市計画マスタープラン」といいます。）との整合を図る必要があります。

現在の都市計画マスタープランにおける本留保地の位置付けは、平成20年に国へ提出した前回の利用計画に基づく事業を前提としており、今後、見直しの必要があります。しかしながら、都市計画マスタープランで示した本留保地を含む第3地域における地域まちづくり方針（地域別構想）の「地域の将来像及びまちづくりの目標」については、今後策定する利用計画においても整合を図る必要があります。

地域まちづくり方針（地域別構想）

第3地域における地域の将来像及びまちづくりの目標

① 緑ゆたかでゆとりある住宅地を中心としたまち

- ・ 落ち着いた住宅地のまち並みと、府中の森公園や浅間山をはじめとする多くの緑を保全します。
- ・ 災害に強いまちを目指すため、緑ゆたかでゆとりのある、落ち着いた住宅地のまち並みを守ります。

② 多世代コミュニティがつくるまち

- ・ 多世代が力を出し合い支え合って、地域のコミュニティ活動が活発に行われる、活気のあるまちを目指します。
- ・ 安心して子どもを育てられ、歳をとっても住み続けることができる、福祉が充実したまちを目指します。
- ・ 地域に学校施設が多く立地していることを踏まえ、学生などの若い世代と一緒に、まちづくりに取り組める環境をつくります。

③ 市民主体でつくるまち

- ・ 住みよい魅力的なまちにしていくため、市民主体のまちづくりを支援します。

2 本留保地及び周辺地域に係る都市計画等

(1) 用途地域等

本留保地は、周辺住宅地と同じ第一種低層住居専用地域ですが、容積率・建ぺい率は50パーセント・30パーセントであり、周辺住宅地の80パーセント・40パーセントより低く抑えられています。

また、本留保地以外の小金井街道沿道から20メートル以内の地域は、準住居地域として200パーセント・60パーセントに指定されていますが、本留保地区域内の沿道から20メートル以内の地域については、前述の第一種低層住居専用地域となっています。

(2) 都市計画公園

隣接する平和の森公園及び都立府中の森公園は完成していますが、近傍の浅間山公園は一部未整備、幸町緑地は全域が未整備となっています。

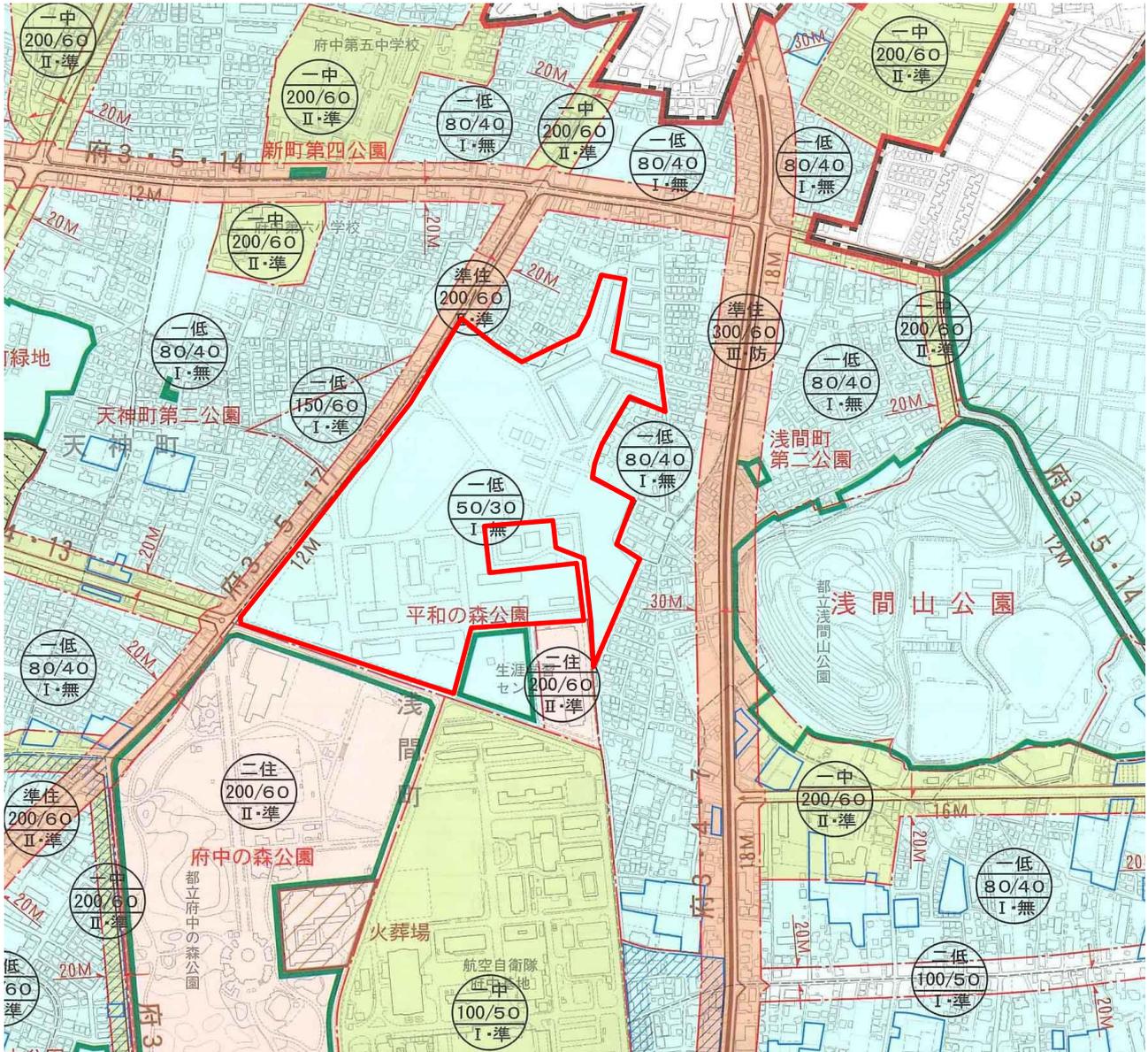
市全体でみると、都市計画公園・緑地の整備方針<改定>（東京都。平成23年12月策定）では、都市計画決定されている都立武蔵野公園及び都立浅間山公園は重点公園・緑地に位置付けられ事業が進められていますが、計画区域内に大規模な公共施設等が立地しており、整備に当たっては、これら既存施設の移転が必要となります。

都市計画公園・緑地	整備方針の位置付け	計画区域内の大規模施設
都立武蔵野公園	重点公園・緑地	警視庁府中運転免許試験場
都立浅間山公園	重点公園・緑地	明治大学府中グラウンド 内海・島岡ボールパーク
幸町緑地	—	東京農工大学農学部附属農場

(3) 都市計画道路

本留保地西側に接する小金井街道（府3・5・17）は未着手区間となっていますが、東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）（東京都。平成28年3月策定）においては、当該道路は、今後、平成28年度から平成37年度までの10年間で優先的に整備すべき路線（優先整備路線）には選定されていません。

(都市計画図)



(都市計画道路の未着手区間)



凡例

- 未着手区間の幹線街路
(概成路線を含む。)
- [平成 28 年 3 月末時点]
- ※自動車専用道路及び国道を除く。

出典：東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）（東京都。平成 28 年 3 月策定）

3 公共機能との関係からみる本留保地の考え方

(1) 公共スポーツ施設との関係

市内には、総合体育館（1か所）、地域体育館（7か所）、野球場（7か所）、ソフトボール場（1か所）、庭球場（15か所）、屋外プール（8か所）、サッカー場（3か所）、陸上競技場（1か所）、ゲートボール場（4か所）及び運動広場（4か所）が整備されています。そのほか、生涯学習センター体育室、トレーニング室等の施設と、都立府中の森公園の庭球場、野球場等があります。

このうち、本留保地に隣接する施設としては、生涯学習センターや平和の森庭球場、府中の森公園内の様々なスポーツ施設があり、いずれも市民の身近な利用を主とした施設となっています。

なお、府中市スポーツ推進計画（平成26年3月策定）では、スポーツ施設の整備に関して、中核施設の整備・活用、庭球場の集約及び充実、郷土の森総合体育館の建替えの検討及び地域体育館の適正配置等の検討が挙げられており、これらの動向を踏まえていく必要があります。

(2) 福祉施設（保育所及び高齢者福祉施設）との関係

本市は、待機児童が多く、本留保地周辺に限らず、市内全域において保育所の設置が喫緊の課題となっています。同様に、特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の高齢者福祉施設についても、高齢化の進展に伴い、需要は更に増加する見込みです。

これらの施設の設置については、社会福祉法人等の民間事業者によって行われることが想定されますが、適地となる民有地が不足していることから、公有地の貸付けによる整備についても検討する必要があります。

なお、現在、国においては、民間事業者による保育所や高齢者福祉施設の整備に当たり、国有地の定期借地権による貸付けについて初期段階の負担軽減措置を行うなどの制度を設けているため、本留保地においても、これらの制度の活用について検討する必要があります。

(3) 学校施設（市立小中学校）との関係

平成27年度末において築30年以上経過する本市の公共施設のうち、6割以上を学校施設が占めていることから分かるように、学校施設の老朽化は顕著であり、公共施設マネジメントにおける重大な課題の1つとなっております。

本留保地活用の検討に当たっても、周辺の学校施設の状況や児童・生徒数の動向、教育委員会による学校施設の長寿命化・改築に関する検討状況等を総合的に勘案していく必要があります。

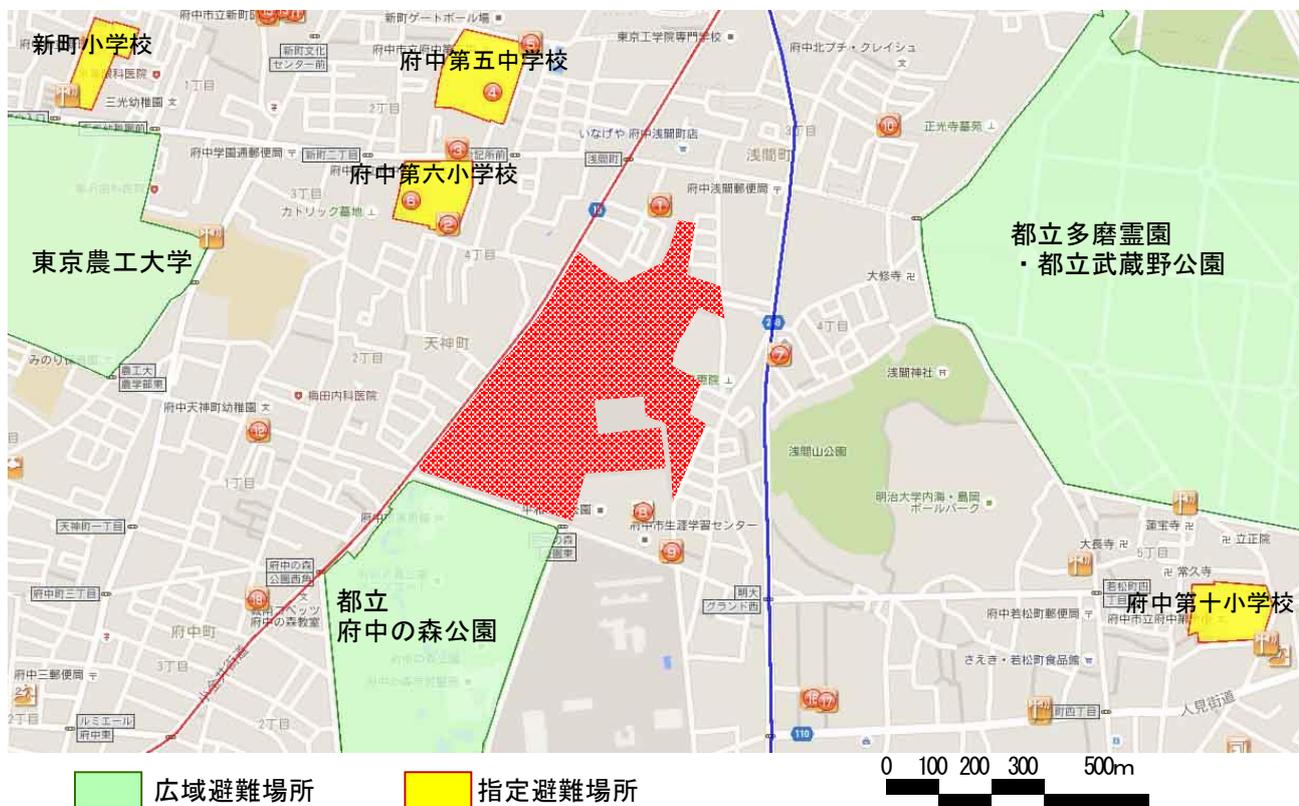
(4) 避難場所との関係

震災時に住民が避難する際に活用する場として、市では指定避難場所（市立小中学校等）と広域避難場所を指定しています。

本留保地の周辺500メートルから1キロメートルまでの範囲には、広域避難場所として、都立府中の森公園、都立多磨霊園、都立武蔵野公園及び東京農工大学が指定されています。

なお、府中市地域防災計画（平成26年修正。平成26年1月策定）においては、発災時の避難者の安全確保と、発生した火災の延焼阻止のため、市街地の中に公園、広場等のオープンスペースを確保することとしており、今後策定する利用計画においてもこの考え方を考慮する必要があります。

(広域避難場所・指定避難場所)



(「避難場所」及び「避難所」の考え方)

	名称	活用する期間	場所	活用内容
①	「避難場所」 ・身の安全 ・安否確認	「地域避難場所」	大規模災害の発生から、身の危険を及ぼす事象が収束するまで。 ・市民自身が、地域の実情を考慮し選定する。	・身の安全を守る。 ・自治会、家族等の中で安否確認をする。
		「指定避難場所」	大規模災害の発生から、身の危険を及ぼす事象が収束するまで。 ・市立小中学校（校庭） ・明星学苑 ・都立高校（市内5校）	・身の安全を守る。 ・自治会、家族等の中で安否確認をする。 ・行政等による情報提供、状況に応じた避難誘導を受ける。
		「広域避難場所」	特に大規模火災等、「地域避難場所」及び「指定避難場所」でも身の安全を守ることが困難な事象が収束するまで。 ・基準に適合する、市が指定する避難スペース	・大規模火災等、広範囲にわたる危険から身の安全を守る。
②	「避難所」 ・避難生活	「一次避難所」	自宅損壊等により、一時的に、生活場所の確保が困難な市民が多く存在している期間。 ・市立小中学校（施設） ・郷土の森総合体育館	・自宅損壊等により生活できない方が共同生活をする。
		「二次避難所」	避難生活の長期化が明らかで、「一次避難所」における生活に支障がある方が多く存在している期間。 ・文化センター ・ルミエール府中 ・生涯学習センター	・避難行動要支援者など、「避難所」での生活に支障のある方が生活をする。
		「福祉避難所」	避難生活の長期化が明らかで、専門のスタッフ等によるケア及び医療的な支援を必要とする方が多く存在している期間。 ・市内福祉施設	・避難行動要支援者など、専門のスタッフ等によるケア及び医療的な支援が必要な方が生活をする。

府中市地域防災計画（平成26年修正）概要版（平成26年1月策定）

(5) 公園緑地との関係

公園緑地については、前述のとおり、都市計画マスタープランにおいて本留保地周辺地域における重要な機能として位置付けられているとともに、後述のインフラマネジメントの考え方や、地域防災計画におけるオープンスペースの確保など、多角的な視点でその在り方を考える必要があります（緑の基本計画については、現在、平成31年度を初年度とする新たな計画の策定を進めています。）。

さらに、公園緑地については、市政世論調査における市民の要望が多いこと、平成20年に国へ提出した前回の利用計画において南側を公園緑地ゾーンとしていたこと、国家戦略特区に基づき保育所整備などへの転用の可能性があることなどを踏まえると、公園緑地の設置は、本留保地における合理的な活用方法の1つであると考えられます。

4 公共施設マネジメント及びインフラマネジメントとの関係

府中市公共施設マネジメント基本方針（平成24年5月策定）においては、公共施設マネジメントを推進するための方策として、施設の総量抑制・圧縮、施設のハード・ソフト両面での財政バランスの維持に向けた手法の検討、機能に着目した施設の有効活用などを掲げています。

また、府中市インフラマネジメント計画（平成25年1月策定）においても、道路や公園の新設が必要な場合には、既存施設などの廃止、集約化及び合同化を検討し、総量の増加を抑制するとともに、インフラの維持管理業務の効率化などに取り組むものとしています。

本留保地の活用に当たっては、公共的な機能の導入を行う場合においては、整備後の管理運営も含め、公共施設マネジメント及びインフラマネジメントの考え方に配慮して検討していく必要があります。

5 土壌汚染への対応

平成21年度に、前回の利用計画において移転の計画があった国立医薬品食品衛生研究所により、本留保地内の同研究所移転予定地の土壌概況調査が行われた結果、第二種有害物質のうち、鉛の含有量が処理基準を超過し、鉛による土壌汚染が存在することが分かっています。

本留保地の活用に当たっては、いかなる機能の導入を行う場合においても、土壌汚染対策法等の関係法令を遵守し、適切に土壌改良を行う必要があります。

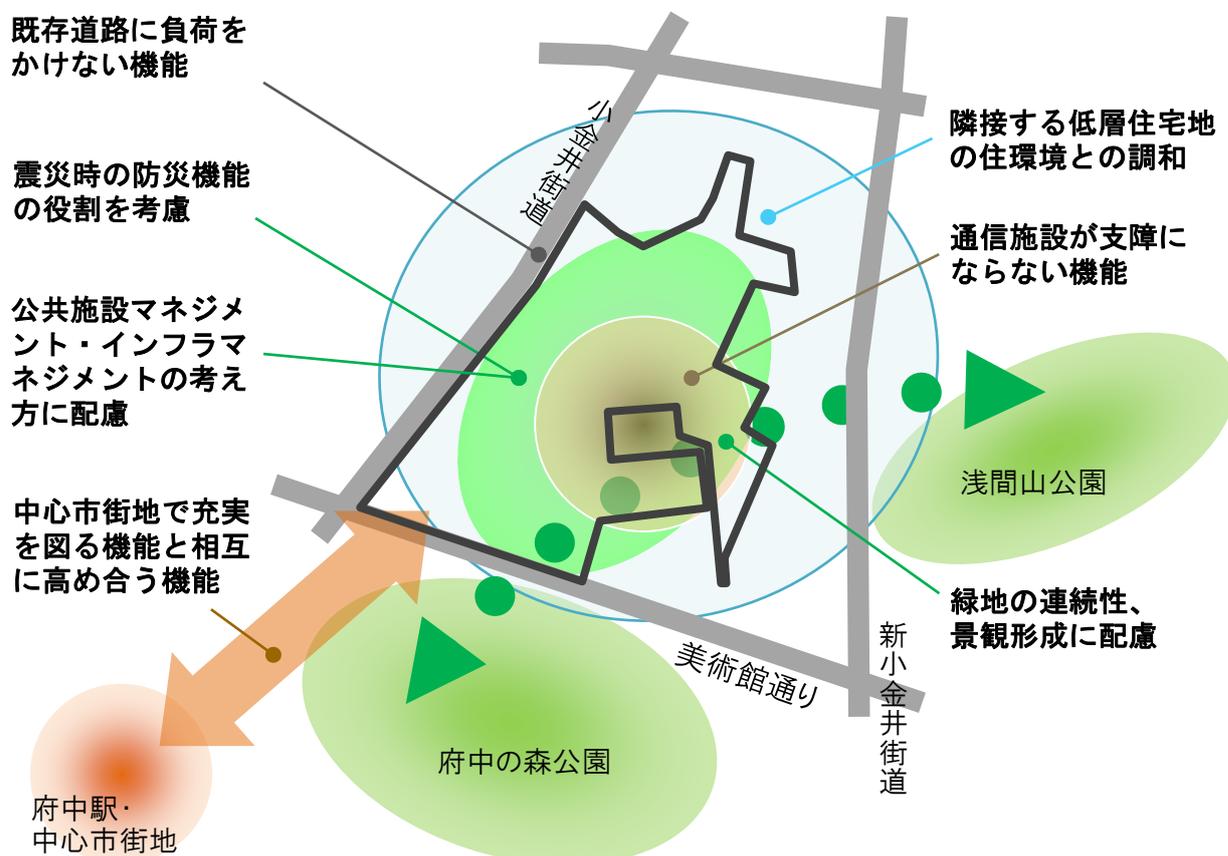
また、平成27年度から、財務省関東財務局により、平成21年度に行われた調査区域以外の場所においても、土壌概況調査が行われていますので、これらの調査の動向についても注視する必要があります。

4 導入機能検討の条件整理

2及び3で行った導入機能検討に係る調査及び立地条件の確認・検証を踏まえ、基本方針における基本理念及び基本原則の考え方と合わせて、導入機能検討の条件を設定します。

《導入機能検討の条件》

- ① 隣接する本留保地周辺の低層住宅地に配慮し、住宅地と調和を図る土地利用を誘導します。
- ② 都立府中の森公園及び都立浅間山公園との緑地の連続性を考慮し、本留保地内との景観形成に配慮したものとします。
- ③ 公共的な機能の導入については、整備後の管理運営も含め、公共施設マネジメント及びインフラマネジメントの考え方に配慮したものとします。
- ④ 商業的な機能の導入については、府中市中心市街地活性化基本計画（平成28年7月策定）において、府中駅周辺の中心市街地で充実を図る機能と、相互に効果を高め合うものとします。
- ⑤ 市や東京都の地域防災計画等との整合を図り、震災時の防災機能の役割を踏まえるものとします。



5 想定し得る機能とゾーニングイメージ

本項では、前項までの内容を踏まえ、想定し得る機能について整理するとともに、これらの機能の事業主体が公共又は民間のいずれとなるかの区分けを行った上で、本留保地のゾーニングイメージを構成します。

なお、機能については、現時点において調査・検証を行った結果から導かれたものであり、今後、社会情勢の変化等に応じて、追加される機能が出てくる可能性があります。

機能		想定規模	事業主体	評価
公園・緑地		—	公共	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の要望が多い。 ・隣接する公園との一体利用が可能である。 ・周辺住宅地との調和が図れる。 ・広域避難所としての活用が可能である。 ・土地の取得に当たり減額となる場合がある。
スポーツ施設	体育館	1ha	公共	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接する公園との一体利用によるスポーツ施設の集積が可能である。 ・広域避難所として期待できる。 ・駅からの利便性が悪い。 ・施設の設置及び維持管理において、民間活力の検討が必要である。 ・土地の取得に当たり減額となる場合がある（都市公園施設として取得する場合は、公園・緑地としての取扱い）。
	プール	1～2ha		
	陸上競技場	1～3ha		
	野球場	2～4ha		
福祉施設	高齢者施設	0.5ha	民間	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の要望が多い。 ・土地の取得に当たり、社会福祉法人による設置で、減額となる場合がある。
	保育所	0.2～0.3ha		
	病院	3～5ha	民間	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の要望が多い。 ・周辺住宅地との調和が図れる。
文教施設	小中学校 高等学校	1～2ha	公共 又は 民間	<ul style="list-style-type: none"> ・指定避難場所としての活用が可能である。 ・土地の取得に当たり、学校法人による設置で、減額となる場合がある。
	大学	3～5ha	民間	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺のにぎわいの創出が期待できる。 ・駅からの利便性が悪い。
商業施設		1～4ha	民間	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の要望が多い。 ・周辺のにぎわいの創出が期待できる。
住宅		—	民間	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺住宅地との調和が図れる。 ・公園と隣接し住環境の形成が図れる。 ・駅からの利便性が悪い。

※ 国の処分条件については、財務省通達「返還財産の処分条件について（改正平成28年4月1日財理第1190号）」等に基づき決定されます。また、処分面積によっては国有財産地方審議会の答申を得て処分条件が決定されます。

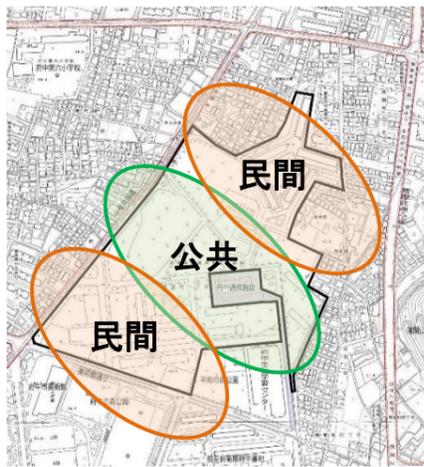
【ゾーニングイメージの前提】

- ・ 想定し得る機能から導かれるゾーニングの規模は最大で5ヘクタール程度であることから、本留保地約15.5ヘクタールを3つのゾーンに分けて考える。
- ・ 「公共」及び「民間」については、土地を取得し、事業を推進する主体を示すもので、導入される機能の内容が公共的事業か否かを示すものではない（民間による公共的な機能も想定される。）。



【ゾーニングイメージ①】

中心部は公共が主体
北側及び南側は民間が主体

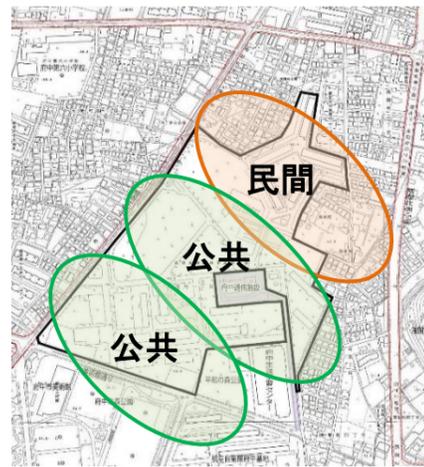


【特徴】

- ・ 北側を住宅とする場合、周辺の既存住宅地の調和を図ることが可能となる。
- ・ 南側を民間が活用する土地とすることで、南西の角地を有効活用したにぎわい等の創出が可能となる。
- ・ 公共が主体となる中央部については、南北の民間活用との調和、相互の影響等について考慮する必要がある。

【ゾーニングイメージ②】

北側 1/3 は民間が主体
南側 2/3 は公共が主体

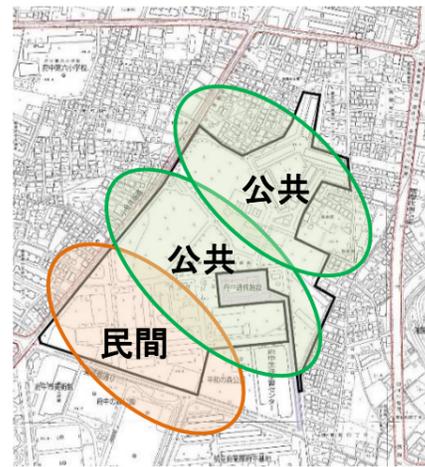


【特徴】

- ・ 北側を住宅とする場合、周辺の既存住宅地の調和を図ることが可能となる。
- ・ 南側を公共が主体的に実施することで、本留保地南側の公共施設等との調和の図られた土地利用が可能となる。
- ・ 広大な敷地を公共が主体的に実施することで、複数の活用が可能となり、周辺の住環境の向上が期待できる。
- ・ 市が取得する土地が広大であるため、他の案と比較して財政的負担が大きい。

【ゾーニングイメージ③】

北側 2/3 は公共が主体
南側 1/3 は民間が主体

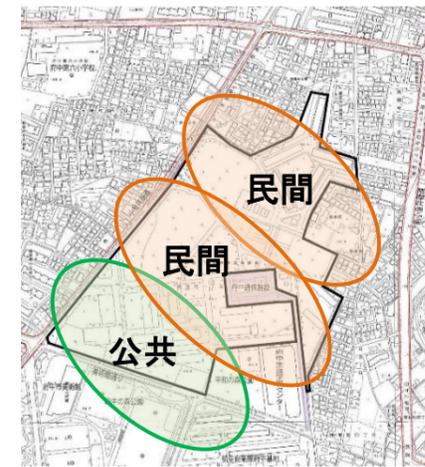


【特徴】

- ・ 広大な敷地を公共が主体的に実施することで、複数の活用が可能となり、周辺の住環境の向上が期待できる。
- ・ 南側を民間が活用する土地とすることで、南西の角地を有効活用したにぎわい等の創出が可能となる。
- ・ 市が取得する土地が広大であるため、他の案と比較して財政的負担が大きい。

【ゾーニングイメージ④】

北側 2/3 は民間が主体
南側 1/3 は公共が主体

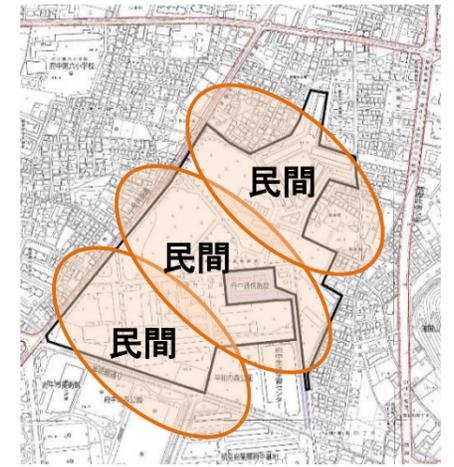


【特徴】

- ・ 南側を公共が主体的に実施することで、本留保地南側の公共施設等との調和の図られた土地利用が可能となる。
- ・ 北側と中心部の広大な敷地は民間が主体となることで、住宅とその他の機能を複合的に活用し、利便性の向上を図ることが期待できる。

【ゾーニングイメージ⑤】

本留保地の全てにおいて民間が主体



【特徴】

- ・ 全ての土地で民間が主体となることで様々な機能を一体で効率的に配置し、複合化による相乗効果を上げやすくなる。
- ・ 民間による利益重視の開発に特化しないよう、公共的な機能及び市民ニーズに応える機能の導入を図る誘導策が必要となる。
- ・ 市で土地を取得する必要がないため、他の案と比較して財政的負担が少ない。

6 利用計画の策定に向けた今後のスケジュール

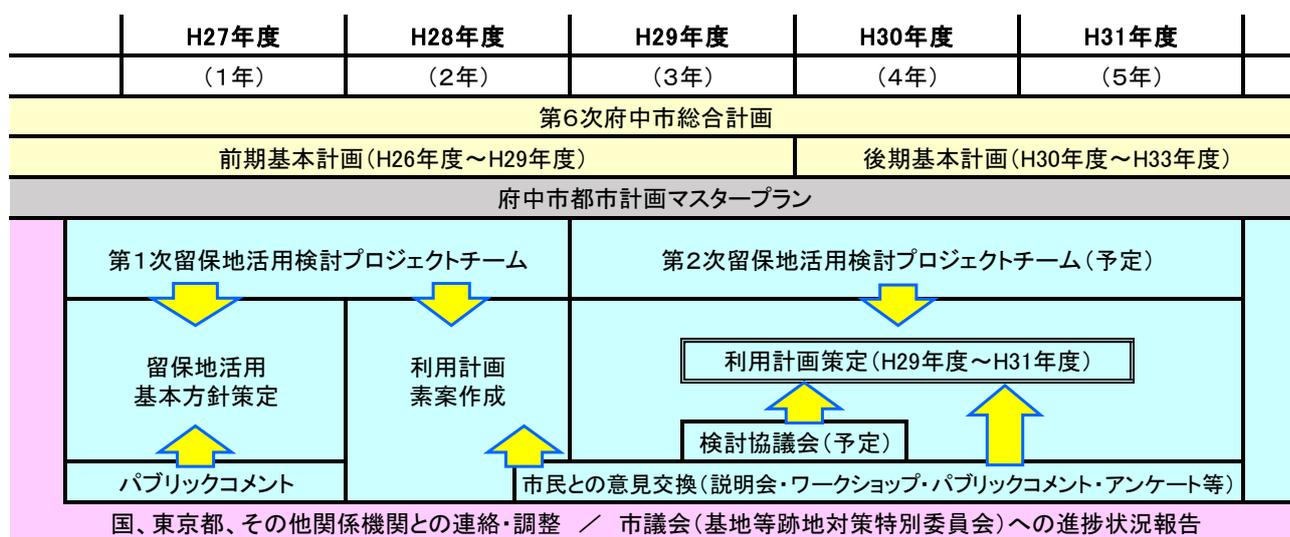
本素案の作成に当たっては、平成28年2月に策定した基本方針から、引き続き、庁内の関係部署で構成する府中基地跡地留保地活用検討プロジェクトチーム（以下「PT」といいます。）を中心に、本留保地所有者である国との連絡・調整を図りながら、平成28年度に検討を行ってきました。

今後は、本素案の考え方を広く市民や関係機関等と共有し、説明会等を通じて意見交換を重ねていきます。

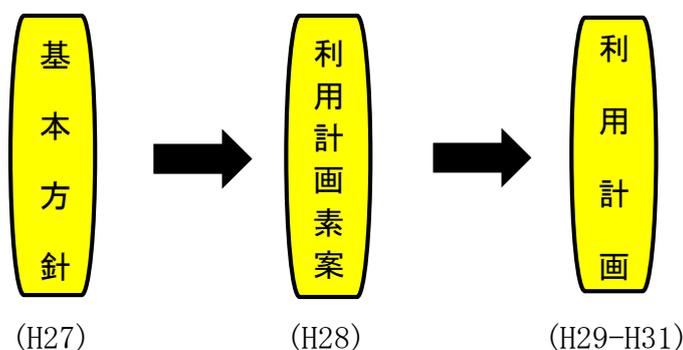
また、検討体制としては、庁内におけるPTを中心とした協議を継続しつつ、有識者や市民等からなる検討協議会の設置・運営についても検討していきます。

このほか、引き続き、国等の関係機関とも連絡・調整を図りながら、平成31年度までに、利用計画を策定していきます。

(利用計画策定に向けたスケジュール)



(利用計画策定フロー)



7 参考資料

- 資料1 返還財産の処分条件について（改正平成28年4月1日財理
第1190号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
- 資料2 府中基地跡地留保地活用検討プロジェクトチーム設置要領・・・・・・・・30
- 資料3 府中基地跡地留保地活用検討プロジェクトチーム委員選出部課・・・・31
- 資料4 府中基地跡地留保地活用検討プロジェクトチーム開催概要・・・・・・・・32



米軍府中基地（昭和35年頃）

資料1 返還財産の処分条件について

昭和54年12月24日蔵理第4824号

改正平成元年1月31日蔵理第310号

同12年12月26日蔵理第4631号

同15年7月2日財理第2579号

同20年6月30日財理第2745号

同28年4月1日財理第1190号

大蔵省理財局長から各財務局長、沖縄総合事務局長宛

在日米軍から返還された財務省所管普通財産（旧軍港市転換法（昭和25年法律第220号）第4条又は第5条（特別の措置）の規定を適用する場合の当該財産を除く。以下「返還財産」という。）を地方公共団体等に対して処分（貸付けを含む。以下同じ。）をしようとする場合において、当該処分につき優遇措置を定めている法令を適用するときの取扱いを、昭和51年6月21日付国有財産中央審議会答申「米軍提供財産の返還後の利用に関する基本方針について」（以下、「答申」という。）の趣旨に沿って、普通財産の処分条件に係る他の通達の規程にかかわらず、下記のように定め、昭和54年11月1日以後処分する財産について適用することとしたから、了知されたい。

なお、昭和53年5月24日付蔵理第2104号「返還財産の処理について」は、廃止する。

記

1 対象財産

返還財産のうち未利用の土地（使用承認、管理委託等により暫定的に利用されているものを含む。）で、昭和32年1月1日以降に返還されたものに適用する。

2 処分条件

返還財産を、別表第1又は別表第2のA欄に定める施設の用に供しようとする地方公共団体等に処分をしようとする場合におけるこれらの表のB欄に定める法令上の優遇措置の適用については、それぞれ、これらの表のCに定めるところによるものとする。

なお、処分相手方が水害予防組合又は土地改良区である場合の取扱いについては、別表第1に定める地方公共団体についての取扱いに準ずるものとする。

更に、別表第1第10項（4割減額売払い）の適用に関しては、次の各号のいずれかに該当する場合には、同項C欄の規定にかかわらず、時価からその4割5分を減額した対価により売り払うことができるものとする。

- (1) 返還財産を高等学校の用地として売り払う場合において、当該学校の設置場所が、文部科学省において、高等学校の新增設建物整備補助金の交付に当たり、高等学校の生徒が急増している都道府県と認めた区域内にあるとき。
- (2) 返還財産を別表第1第10項A欄の（1）から（3）まで、（7）及び（9）から（12）までに掲げる施設のうち別表第3に掲げるものの用地として売り払う場合において、当該施設の設置場所が首都圏整備法（昭和31年法律第83号）第2条に規

定する既成市街地又は近郊整備地帯の区域内にあるとき。

3 優遇措置の適用面積

上記1に定めるところによって、売払いに当たり優遇措置を適用することができる面積は、適正規模（昭和48年12月26日付蔵理第5722号「国有財産特別措置法の規定により普通財産を減額譲渡又は貸付する場合の取扱いについて」記第1の2（1）に定める適正規模をいう。以下同じ。）の範囲内に限るものとし、やむを得ず適正規模を超える面積を売り払う場合には、当該超える面積については、時価によるものとする。

4 特例

特別の事情があるため、本通達に定めるところと異なる処理をすることが適当であると認められる場合には、理財局長の承認を得た上、当該処理をすることができるものとする。

別表第1 処分相手方が地方公共団体の場合

	A（施設）	B（優遇措置を定める法令の規定）	C（処分条件）
1	(1) 火葬場 (2) 墓地 (3) ごみ処理施設 (4) 屎尿処理施設 (5) と畜場	国有財産法（昭和23年法律73号）第22条第1項第1号及び第28条第4号	譲与又は無償貸付け
2	公共下水道、流域下水道及び都市下水路	下水道法（昭和33年法律第79号）第36条	
3	都道府県道及び市町村道	道路法（昭和27年法律第180号）第90条第2項	
4	(1) ため池 (2) 用排水路 (3) 信号機 (4) 道路標識 (5) 国有財産法施行令（昭和23年政令第246号）第15条（小規模な施設）に規定する施設	国有財産法第22条第1項第1号	無償貸付け
5	(1) 水道施設 (2) 防波堤、岸壁、さん橋、上屋等の臨港施設	国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号。以下「措置法」という。）第2条第1項	
6	(1) 緑地	国有財産法第22条第	処分する面積

	(2) 公園	1 項第 1 号	の 3 分の 2 について無償貸付け、残りの 3 分の 1 について時価売払い
7	<p>(1) 国有財産特別措置法施行令（昭和27年政令264号。以下「政令」という。）第 2 条第 1 項に規定する保護施設（救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設）</p> <p>(2) 政令第 2 条第 2 項に規定する児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設）</p> <p>(3) 政令第 2 条第 3 項に規定する障害者支援施設</p> <p>(4) 政令第 2 条第 4 項に規定する老人福祉施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム）</p>	措置法第 2 条第 2 項第 1 号から第 4 号まで	時価からその 5 割を減額した対価による売払い
8	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の用に供する施設	措置法第 2 条第 2 項第 5 号	
9	更生保護事業法（平成 7 年法律第86号）第49条の規定に基づき保護観察所の長の委託を受けて行う保護の用に主として供する施設	措置法第 2 条第 2 項第 5 号	
10	学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する学校の施設（学校給食の実施に必要な施設を含む。以下「学校施設」という。）のうち小学校、中学校、中等教育学校（前期課程に限る。）、特別支援学校の施設で、政令第 2 条第 7 項各号に規定する地域にあるもの	措置法第 2 条第 2 項第 6 号	
11	(1) 措置法第 3 条第 1 項第 1 号イに規定する	第 3 条第 1 項第 1 号	時価からその

医療施設及び保健所の施設

- (2) 同号ロに規定する社会福祉事業の用に供する施設のうち本表第7項A欄に掲げる施設以外のもの
- (3) 同号ハに規定する学校施設のうち本表第9項A欄に掲げる施設以外のもの
- (4) 同号ニに規定する公民館の施設
- (5) 同号ホに規定する公立図書館の施設
- (6) 同号ヘに規定する公立博物館の施設
- (7) 同号トに規定する職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校の施設
- (8) 同号チに規定する更生保護事業施設のうち本表第8項A欄に掲げる施設以外のもの
- (9) 同号リに規定する農業者研修教育施設その他これに準ずる施設
- (10) 同号ヌに規定する住民に賃貸する目的で経営する住宅施設
- (11) 同号ルの規定に基づき政令第3条第1項に規定する公害の状況を把握し、又は公害の防止のための規制の措置を適正に実施するために必要な監視又は測定に関する施設及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物の処理施設（ごみ処理施設及びし尿処理施設を除く。）
- (12) 措置法第3条第1項第1号ヲの規定に基づき政令第3条第2項に規定する体育館、水泳プール及び運動場
- (13) 同号ワの規定に基づき政令第3条第3項に規定する排水ポンプ、俵、丸太その他の水防に必要な器具、又は資材を保管するための施設、消防自動車、動力消防ポンプ、その他の消防の用に供する機械器具を保管するための施設、消防の用に供する望楼及び警鐘台その他の防災上必要な監視又は通信に関する施設及び救急自動車を保管する

イからワまで

4割を減額した対価による売払い

	ための施設	
--	-------	--

別表第2 処分相手方が地方公共団体以外の場合

	A (施設)	B (優遇措置を定める法令の規定)	C (処分条件)
1	<p>(1) 社会福祉法人が生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定に基づき都道府県知事又は市町村長の委託を受けて行う当該委託に係る保護又は措置等の用に主として供する施設</p> <p>(2) 社会福祉法人が措置法第2条第2項第3号ハに掲げる用に供する施設（同号イ又はロに掲げる用に併せて供するときに限る。）</p> <p>(3) 社会福祉法人が措置法第2条第2項第4号ロに掲げる用に供する施設</p> <p>(4) 社会福祉法人が措置法第2条第2項第4号ハに掲げる用に供する施設</p>	措置法第2条第2項第1号から4号まで	時価からその5割を減額した対価による売払い
2	社会福祉法人が社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設のうち前項A欄に掲げる施設以外のもの（同法第58条第1項の規定により助成を行うことができる場合に限る。）	措置法第3条第1項第4号及び第2項	時価からその4割を減額した対価による売払い
3	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の用に供する施設（児童福祉法第56条の2第1項の規定により助成を行うことができる場合に限る）	措置法第2条第2項第5号	時価からその5割を減額した対価による売払い
4	更生保護法人が更生保護事業法第49条の規定に基づき保護観察所の長の委託を受けて行う保護の用に主として供する施設	措置法第2条第2項第5号	時価からその5割を減額した対価による売払い
5	更生保護法人が更生保護事業法第2条第1項に規定する更生保護事業の用に供する施設の	措置法第3条第1項第4号及び第2項	時価からその4割を減額し

	うち前項A欄に掲げる施設以外のもの（同法第58条の規定により補助を行うことができる場合に限る。）		た対価による売払い
6	学校法人が設置する学校施設のうち小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園の施設（私立学校法（昭和24年法律第270号）第59条の規定により助成を行うことができる場合に限る。）	同上	時価からその4割を減額した対価による売払い
7	学校法人が設置する学校施設のうち前項A欄に掲げる施設以外のもの（私立学校法第59条の規定により助成を行うことができる場合に限る。）	同上	時価からその2割5分を減額した対価による売払い
8	日本赤十字社がその業務のうち社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設（日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）第39条第1項の規定により助成を行うことができる場合に限る。）	同上	時価からその4割を減額した対価による売払い
9	日本赤十字社がその業務の用に供する施設のうち前項A欄に掲げる施設以外のもの（日本赤十字社法第39条第1項の規定により助成を行うことができる場合に限る。）	同上	時価からその2割5分を減額した対価による売払い
10	東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、地方道路公社又は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が設置する道路	道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第8項	処分する面積の2分の1について無償貸付け、残りの2分の1について時価売払い

別表第3 4割5分減額売払い対象施設一覧表

本通達別表第1 第11項A欄の号	施設名
(1)	医療施設及び保健所の施設
(2)	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第3号に掲げる軽費老人ホーム 同項第6号に掲げる婦人保健施設 同項第7号に掲げる授産施設 同法同条第3項第2号に掲げる児童厚生施設

	同項同号に掲げる児童の福祉の増進について相談に応ずる事業の用に供する施設
	同項第3号に掲げる母子・父子福祉施設
	同項第4号に掲げる老人福祉センター
	同項第5号に掲げる補装具製作施設又は視聴覚障害者情報提供施設
	同項第11号に掲げる隣保事業の用に供する施設
(3)	幼稚園の施設
(7)	職業能力開発校又は障害者職業能力開発校の施設
(9)	農業者研修教育施設その他これに準ずる施設
(10)	住民に賃貸する目的で経営する住宅施設
(11)	廃棄物の処理施設で「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(昭和46年法律第70号)第3条第1項に規定する公害防止対策事業に係るもの
(12)	体育館、水泳プール及び運動場

資料2 府中基地跡地留保地活用検討プロジェクトチーム設置要領

(趣旨)

第1 府中基地跡地留保地の活用方法等について検討するため、府中基地跡地留保地活用検討プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 プロジェクトチームは、次に掲げる事項について調査及び協議し、その結果を府中市経営改革推進委員会委員長（以下「委員長」という。）に報告する。

- (1) 府中基地跡地留保地活用に係る基本方針の策定に関する事項
- (2) 府中基地跡地留保地土地利用計画の素案作成に関する事項

(組織)

第3 プロジェクトチームは、委員長が任命する各課から選出された職員（以下「メンバー」という。）12人をもって組織する。

(メンバーの任期)

第4 メンバーの任期は、委員長の任命を受けた日から所掌事務が完了する日までとする。

(リーダー及びサブリーダー)

第5 プロジェクトチームにリーダー及びサブリーダーを置く。

- 2 リーダー及びサブリーダーは、メンバーの互選による。
- 3 リーダーはプロジェクトチームを代表し、会務を総理する。
- 4 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるとき、又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

(プロジェクトチームの会議)

第6 プロジェクトチームの会議は、必要に応じてリーダーが招集し、リーダーが議長となる。

- 2 プロジェクトチームは、メンバーの半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 リーダーは、必要があるときは、プロジェクトチームの会議にメンバー以外の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明をさせることができる。

(庶務)

第7 プロジェクトチームの庶務は、政策総務部政策課において処理する。

(雑則)

第8 ここで定めるもののほかプロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要領は、平成26年1月22日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年5月20日から施行する。

資料3 府中基地跡地留保地活用検討プロジェクトチーム委員選出部課

No.	部課	所掌事務
1	政策総務部政策課	庶務・全体調整、議会对応等に関すること
2	政策総務部財政課	財政状況、予算、基金・起債等に関すること
3	行政管理部財産活用課	用地取得等に関すること
4	行政管理部建築施設課	公共施設マネジメントに関すること
5	行政管理部防災危機管理課	地域防災、災害対策等に関すること
6	生活環境部環境政策課	自然環境の保全等に関すること
7	生活環境部地域安全対策課	交通、警察協議等に関すること
8	文化スポーツ部ふるさと文化財課	埋蔵文化財等に関すること
9	都市整備部管理課	道路、インフラ管理等に関すること
10	都市整備部計画課	都市計画、まちづくり等に関すること
11	都市整備部公園緑地課	公園整備等に関すること
12	都市整備部下水道課	下水道整備等に関すること

資料4 府中基地跡地留保地活用検討プロジェクトチーム開催概要

開催数	開催日	議事項目
第1回	平成27年2月5日	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトチームの設置について リーダー及びサブリーダーの選任について 府中基地跡地留保地の概要について 今後の検討の進め方について
第2回	平成27年5月8日	<ul style="list-style-type: none"> 府中基地跡地留保地活用に係る基本方針の策定に向けた条件整理・検討方法（案）等について
第3回	平成27年7月30日	<ul style="list-style-type: none"> 横浜市政策局基地対策課視察の報告について 庁内における利用意向調査の回答結果について 府中基地跡地留保地活用基本方針（案）について
第4回	平成27年10月5日	<ul style="list-style-type: none"> 府中基地跡地留保地活用基本方針（案）について 関東財務局立川出張所の対応状況等について 今後のスケジュールについて
—	平成27年10月20日	経営改革推進委員会に、プロジェクトチームの検討結果（中間報告）について報告
—	平成27年12月21日～平成28年1月20日	府中基地跡地留保地活用基本方針（案）に係るパブリックコメント手続の実施
第5回	平成28年5月20日	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度の府中基地跡地留保地利用計画策定に向けた進め方について 関東財務局立川出張所の対応状況等について
—	平成28年6月10日	府中基地跡地留保地現地視察
第6回	平成28年7月11日	<ul style="list-style-type: none"> 府中基地跡地留保地利用計画素案作成のスケジュールについて 前提条件の整理について 民間活用・公共機能の検討について
第7回	平成28年10月11日	行政需要調査、事業者ヒアリング、世論調査等を踏まえた現時点での府中基地跡地留保地利用計画素案（案）について
第8回	平成28年11月1日	<ul style="list-style-type: none"> 府中基地跡地利用計画素案（案）について
—	平成28年11月16日	経営改革推進委員会に、プロジェクトチームの検討結果について報告
—	平成28年12月21日～平成29年1月20日	府中基地跡地留保地利用計画素案（案）に係るパブリックコメント手続の実施

府中基地跡地留保地利用計画素案

発行日 平成29年2月

編集・発行 府中市政策総務部政策課

〒183-8703 東京都府中市宮西町2丁目24番地

電話 042(364)4111 (代表)

042(335)4006 (直通)

FAX 042(336)6131

ホームページ <http://www.city.fuchu.tokyo.jp>



① ほっとするね 緑の府中

府中市